

■ 軽自動車税の納期限は6月1日（月）です

① 軽自動車税の減免

障がいのある方で一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。また、軽自動車税の減免は毎年申請が必要です。申請されない場合は、減免を受けられなくなります。

● **申請期間** 納付書が届いた日～6月1日（月）

● **申請場所** 税務出納課町民税係

● **申請の際に持参いただくもの**

① 申請者の個人番号がわかるもの、または身体障害者手帳など障がい状態がわかるもの

② 免許証

免許情報が記載されたマイナンバーカード（以下、マイナ免許証）の場合に必要なもの

・マイナ免許証

・マイナ免許証の暗証番号（4桁）

※窓口専用のアプリを使用して免許情報を読み取らせていただきます。読み取った免許情報は、必要な項目を書き写させていただきます。

③ 軽自動車税の納付書または納税通知書

※家族が運転する場合は、運転する方の免許証も持ちください。



② 軽自動車税の納税証明書

軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）により、車両ごとの軽自動車税の納付状況を軽自動車検査協会を確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示が「原則不要」になりました。ただし、納付や名義変更直後など、軽JNKSで確認できない場合は、納税証明書が必要です。

《軽自動車税を口座振替される方》

車検時に必要な納税証明書は6月中旬に発送します。ただし、発送までの間に車検を受けられる方には随時発行します。引き落としの確認時間を短くするため、引き落としの確認ができる預金通帳を記帳してご持参の上、税務出納課町民税係までおいでください。

《軽自動車税を納付書で納付される方》

納付書の右端が、車検時に必要な「軽自動車納税証明書（継続検査用）」になりますので、車検のある方はなくさないように注意してください。

万が一なくされた場合は、税務出納課町民税係で再発行できます。納付が確認できるもの（領収書など）をご持参の上、おいでください。（町で納付の確認ができるまで、納付された場所が金融機関の場合2～7日程度、コンビニエンスストア・スマホ決済・eL-QRでの電子決済の場合は2～3週間程度かかります）。※軽自動車の車検のためにすぐに納税証明書が必要な方は、スマホ決済等は利用せずに、納付書裏面に記載の納付場所の窓口で納めてください。

固定資産の異動についてご連絡ください！

土地の異動や家屋の新築、増築、取り壊しなどの固定資産の異動がありましたら、お電話や納税通知書に同封しております「建物をお持ちのみなさまへお願い」などでお知らせください。ご連絡をいただいた後、現地調査をさせていただきます。

なお、法務局において登記を行われた場合、ご連絡は不要です。

《土地》

▶ 土地の現況（利用状況）が変わったとき

（例）田畑や原野を造成し、宅地や駐車場、資材置き場にした場合 など

《家屋》

▶ 家屋（建物）に異動があったとき

（例）家屋を取り壊した場合、新築・増築した場合

【問い合わせ】税務出納課資産税係 ☎ 85-6133

令和8年度の軽自動車税の税額(年額)について



原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車種区分		令和8年度 税額(年額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	総排気量125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
	特定原付0.6kW以下 (電動キックボード)	2,000円
軽二輪車(125cc超250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
専ら雪上を走行するもの		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円



三輪および四輪以上の軽自動車

車種区分			税額(年額)			
			(1)	(2)	(3)	
軽自動車	三輪		4,600円	3,100円	3,900円	
	四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
			自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
			自家用	6,000円	4,000円	5,000円

(1) 最初の新規検査から13年を経過した車両(重課税率[環境にやさしい「グリーン化」を推進するため、環境負荷が他に比べて大きいと考えられる車両に対する税率のこと]適用車)

※令和8年度は、最初の新規検査年月が平成25年3月31日以前の車両が重課税率の対象

(2) 平成27年3月までに最初の新規検査を受けた、重課税率が適用されない車両(電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンハイブリッドの車両および被けん引車が適用されない車両)

(3) 平成27年4月以降に最初の新規検査を受けた車両

一 [グリーン化特例(軽課税率)について]

令和7年度中(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)に最初の新規検査を受けた車両で、次の基準を満たすものについて、令和8年度分に限り軽自動車税を軽減する特例措置が適用されます。

●対象車

(ア) 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車
(平成21年度排出ガス10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合車)

(イ) 営業用乗用：令和2年度燃費基準達成
かつ令和12年度燃費基準90%

※(イ)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限ります。

また、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種区分			税額(年額)		
			(ア) おおむね75% 軽減	(イ) おおむね50% 軽減	
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円
			自家用	2,700円	対象外
		貨物用	営業用	1,000円	対象外
			自家用	1,300円	対象外

令和8年度の所得証明および課税証明書などの発行開始日

【特別徴収の方】5月15日(金)

給与所得者の方の納税方法で、年税額を12回(6月から翌年5月まで)に分け、会社など(特別徴収義務者)が月々の給与から天引きで徴収し納税していただく方

【普通徴収の方】6月15日(月) ※年金特別徴収の方を含む

① 自営業者の方などの納税方法で、年税額を4期(納期限は、6月30日(火)、8月31日(月)、11月2日(月)、12月28日(月))に分けて自分で納税していただく方

② 年金特別徴収の方…年金所得者で年金からの天引きで納税していただく方

令和8年度の所得証明書には令和7年中の所得、課税および非課税証明書などには令和7年中の所得に対する課税額が記載されます。

※令和8年1月1日現在、白鷹町に住所のある方で所得の申告がある方に発行できます。

※所得の申告がない場合は別途申告書の提出が必要となります。(税務出納課へ申告書を提出してください。)